

第3回 三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会 事項書

日時：平成29年10月2日（月）15:00～17:00

場所：三重県勤労者福祉会館5階

三重県職員研修センター第2教室

1 挨拶

2 報告

(1) 第2回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会における主な意見
【資料1】

(2) いじめの問題に関する児童生徒アンケート結果（速報版）
【資料2】

3 協議

(1) 三重県いじめ防止条例（仮称）の素案（案）について 【資料3】

(2) その他

4 諸連絡

(1) 素案に対する意見募集【資料4】

(2) 次回会議 11月上旬

【配付資料】

資料1 第2回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会における主な意見

資料2 児童生徒アンケート結果概要（速報版）

資料3 三重県いじめ防止条例（仮称）の素案（案）

資料4 「三重県いじめ防止条例（仮称）」（素案）についての意見募集（案）

第 2 回三重県いじめ防止条例(仮称)検討委員会における主な意見

H29.9.4(月) 15:00~17:00

1 定義や基本理念について

- ① 子どもの主体的な取組や子どもの人権を守るという視点があるとよい。
- ② 人権に関する内容を記載する場合、「安心・自信・自由」という言葉で入れていくとよい。
- ③ いじめの定義ははっきりと示す必要がある。
- ④ いじめを当事者だけの問題としてではなく、学校や社会の問題として取り組んでいることを理念に反映していければよい。
- ⑤ 定義や基本理念など、子どもたちにとっては難しい言葉や内容であると、条例が浸透していかないのでは、わかりやすい言葉がよい。
- ⑥ いじめの問題を学校や子どもだけで捉えるのではなく、学校以外の社会全体でも考えることが重要である。

3 大人の役割等について

- ① いじめ防止の取組については、大人の役割が大切であり、大人が主体で何ができるかということを入れるとよい。
- ② 「子どもが主体」という言葉は入れていきたい。ただし、子どもには責任はなく、責任は大人にあるということを念頭に入れていくべき。
- ③ 保護者や地域、事業者の役割については、保護者間や地域において子どもたちの様子についてもっと気軽に話すことが必要だと思う。
- ④ 保護者同士の関わりや連携が必要である。

4 いじめの未然防止等について

- ① いじめの問題の未然防止について、例えば、高校生意見交流会を毎年開催し、各校の取組に対して表彰するなどの評価があるとよい。
- ② 各校の基本方針に生徒の意見を反映していくなどの取組を入れてはどうか。
- ③ 「いじめ」ではなく、「いじめの気づき」という観点で捉えてもらうようにしていくと、県民に受け入れやすいと思う。定義か啓発の項目に入れるとよいと思う。
- ④ 子どもたちが、自分の生活を見つめ直すという振り返りが大事である。
- ⑤ 子どもたちが支え合えることでいじめをなくす。そのためにも児童会や生徒会活動を充実させる必要がある。

5 相談及び啓発について

- ① SNSをツールとしたいじめの相談は実効性があると思う。

6 その他

- ① 子どもが主体的に取り組むことはよい。自分たちのこととして条例ができたという実感が持てるとよい。
- ② 保護者が子供に伝えられるような内容にしてほしい。
- ③ 子どもたちにもわかりやすく、気づきがあるものにしてほしい。
- ④ SNSなどのトラブルに対する指導は、当該生徒が在籍する学校だけでは対処できない状況にある。学校間の連携も必要である。
- ⑤ 実際にいじめがあった場合の解決のプロセスを担保することや、いじめを発見する手立てはどうなるのか。
- ⑥ いじめ連絡協議会等、どういう位置づけに置くのか条例上明らかにしておいたほうがよい

児童生徒アンケート結果概要〈速報版〉

実施概要

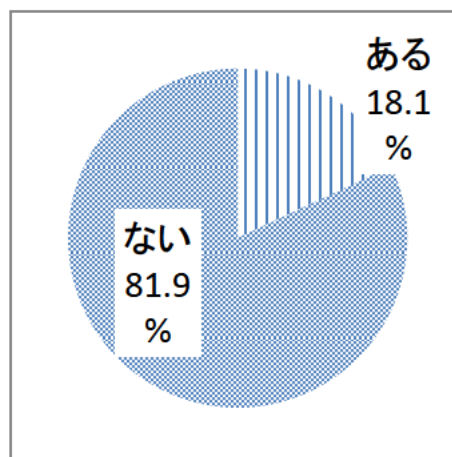
1. 実施期間 平成29年9月1日～9月29日
2. 回答者数 1,041人(9月27日現在)

Q1 あなたは、何年生ですか

学年	人数
小学生5年生	217
小学生6年生	225
中学1年生	197
中学2年生	73
中学3年生	73
高校1年生	77
高校2年生	108
高校3年生	71
計	1041

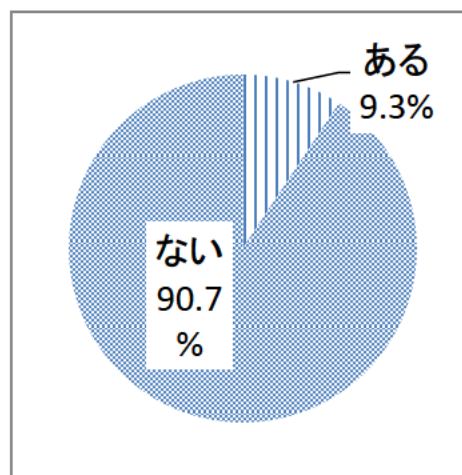
Q2-1 あなたはこれまでいじめを受けたことはありますか。

被害経験	(人)	
	ある	ない
小学生	89	353
中学生	49	294
高校生	50	206
計	188	853



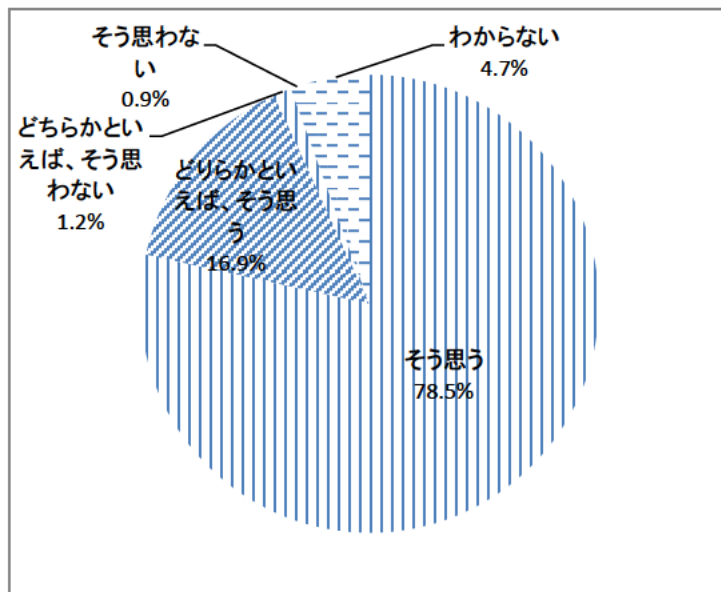
Q2-1 あなたはこれまでいじめをしたことはありますか。

加害経験	(人)	
	ある	ない
小学生	41	401
中学生	39	304
高校生	17	239
計	97	944



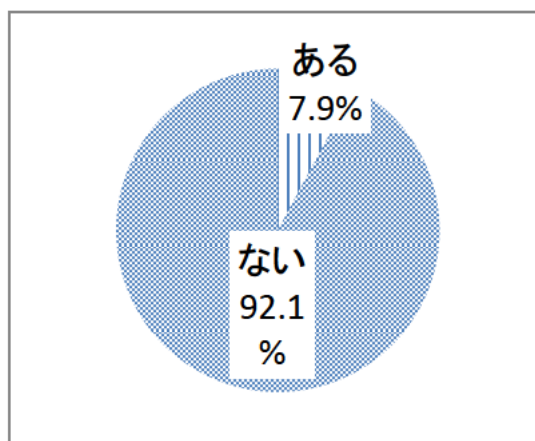
Q 3 「いじめ」はどんな理由があっても絶対^{ぜったい}にいけないと思いますか。

いじめについて					(人)
	そう思う	どちらかといえ ば思う	どちらかといえ ば思わない	思わない	わからない
小学生	365	49	5	4	19
中学生	271	54	5	3	9
高校生	180	50	3	2	21
計	816	153	13	9	49



Q 4 あなたの身の回りで起こったいじめを、自分で解決できたまたは友達といっしょに解決できたなどの経験はありますか。(あなた自身がいじめられた、友達がいじめられた、あなた自身が友達をいじめた等の経験から教えてください。)

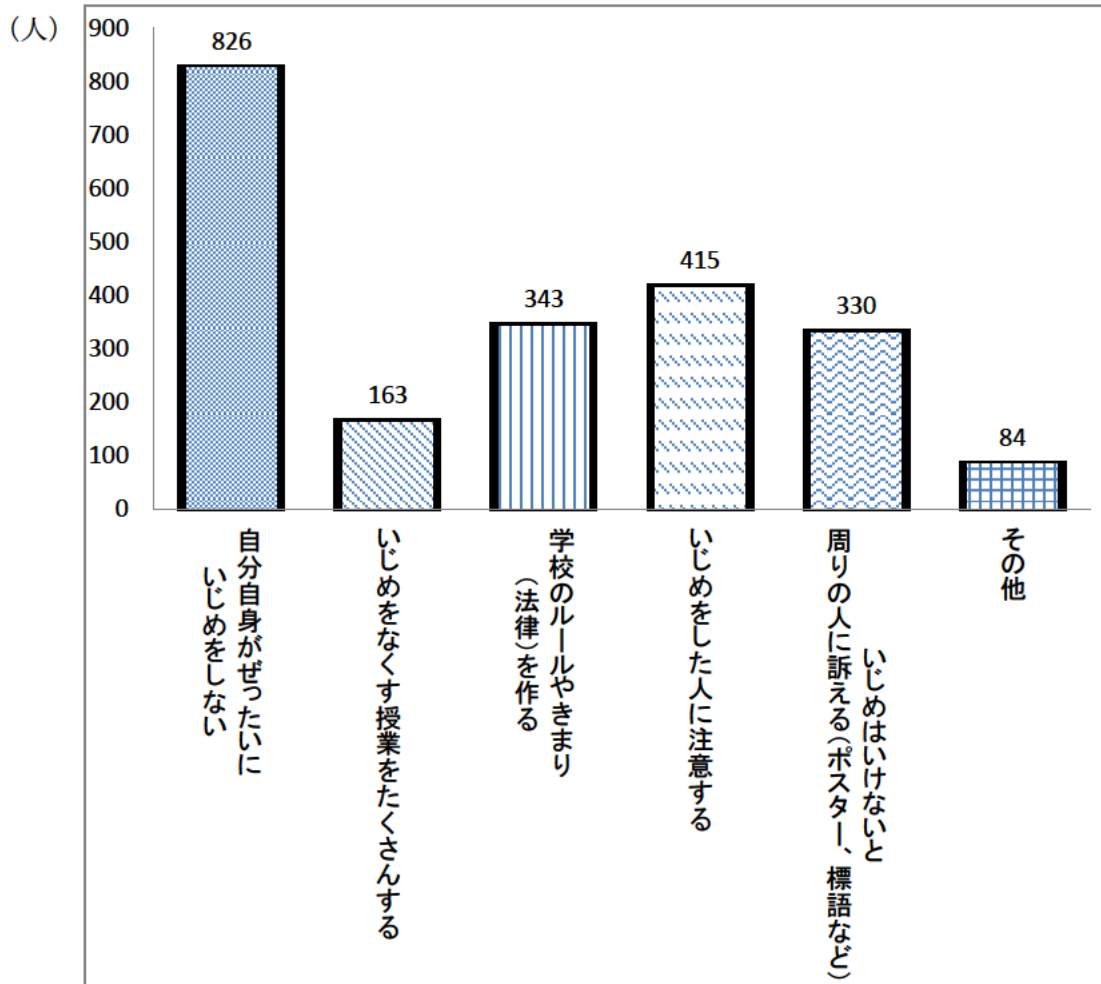
いじめの解決経験			(人)
	ある	ない	
小学生	28	408	
中学生	33	280	
高校生	17	225	
計	78	913	



Q 5 「いじめ」をなくすには、どうしたらよいと思いますか？あなたの考えに近いものをすべて選んでください。

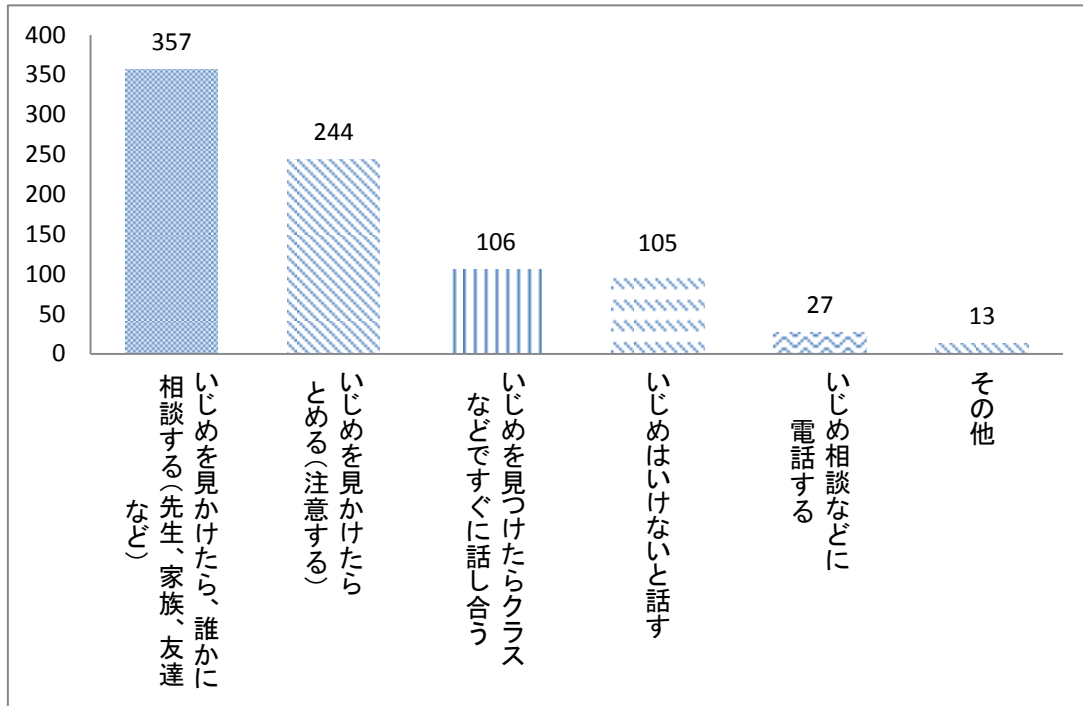
(人)

いじめをなくす方法						
	しない	授業	ルール	注意	ポスターなどで訴える	その他
小学生	352	99	193	190	154	19
中学生	275	42	82	152	135	27
高校生	199	22	68	73	41	38
計	826	163	343	415	330	84



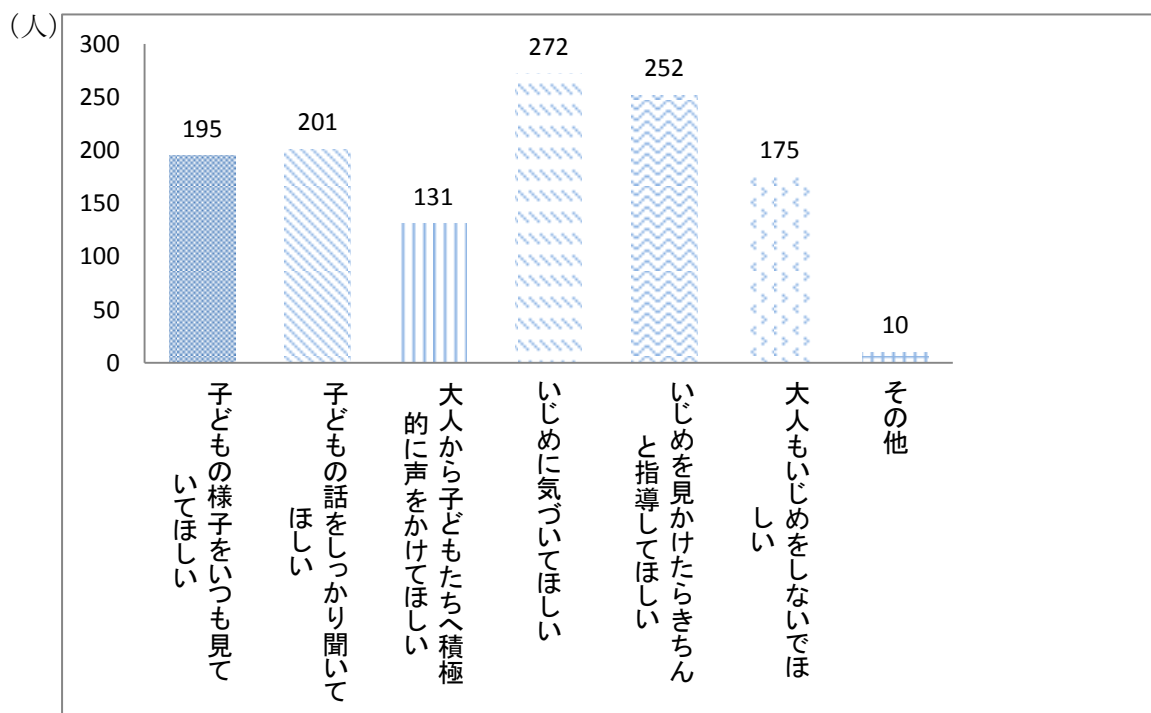
Q 6 いじめを見かけたときにあなたは何かができますかあてはまるものをすべて選んでください。

(人) ※小学校のみ選択肢での回答、中高生は自由記述



Q 7 いじめをなくすために大人に協力してほしいことは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

※小学校のみ選択肢での回答、中高生は自由記述



いじめをなくすため

《自分でできること》《自分たちでできること》

【意識】

- ・ お互いを認め合う
- ・ いじめをしないように意識する
- ・ いじめが起こらない雰囲気を作る
- ・ 人が嫌がるようなことをしてしまわないように心がけること
- ・ 相手を理解しようと思う気持ちを持つこと
- ・ 皆がいじめに対していけないという意識をもつ
- ・ 価値観に優劣をつけない

【行動】

- ・ 見て見ぬふりをしない
- ・ いじめは絶対にしない
- ・ 注意し何が何でもやめさせる
- ・ 勇気を出して注意する、大人にいう
- ・ いじめている人がいたら皆で注意する
- ・ いじめを見かけたらすぐに先生や大人に相談すること
- ・ 友だちを大事にする
- ・ だれにでも平等に接する
- ・ 人の気持ちを考えて行動する
- ・ 1人である子に話しかける
- ・ うわさを人に流さない
- ・ 集団で悪口を言わない
- ・ いじめをうけている子が話しやすい相手になる
- ・ いじめ防止の意見をまとめ日本中の人たちにユーチューバーなどでメッセージを送る
- ・ お互いにいじめをしていないか確認し合う
- ・ 周りをよく観察し、様々な声をかける

【啓発】

- ・ いじめない、ポスターを作る
- ・ いじめはしてはいけないとルールを作る
- ・ 学校の集会などで発表する
- ・ 普段からいじめの事について話し合う

《大人に協力してほしいこと》

【先生】

- ・ いじめに関する意見交流会や意見発表会などを積極的に取り入れる
- ・ いじめている人をもっときつく注意してほしい

- ・一人ひとりの立場やいじめられているとかを把握してほしい
- ・いじめがあることを見て見ぬふりをしないでほしい
- ・いじめをなくそうと思う気持ちが足りないと思う
- ・相談に乗ってほしい
- ・先生といつでも相談したり喋ったりできる場所がほしい

【家の人】

- ・子どもの話を聞いてほしい
- ・自分の話を聞いてほしい。何も口出ししないで話だけ聞いてくれていたら落ち着ける
- ・普段から子どもの様子を見てほしい
- ・全力で守ってほしい

【地域の人、大人】

- ・相談しやすい環境や施設を設けてほしい
- ・大丈夫か聞いて寄り添ってほしい
- ・大人同士のいじめについても考えてほしい
- ・見て見ぬふりしないでほしい
- ・大人ができる限りのことをしてほしい
- ・自分の子じゃなくても見ていてほしい
- ・あった時にあいさつをしてほしい
- ・大人が注意するのではなく、子供が自分でいじめはよくないということを考えることが大切
- ・いじめを見つけたら止めてほしい
- ・大人だけでいじめのことを解決しようとしてほしくない

《条例（ルール）作るとしたら》

- ・いじめを絶対にしない
- ・相手の気持ちを考えて行動する
- ・いじめをしてはいけないし、いじめられているのを見て見ぬ振りをしてはいけない
- ・24時間子供が相談できる制度を作る
- ・いじめをみつけたら報告・注意をする
- ・いじめをみたらまず誰かに相談する
- ・SNS等で他人を傷つける言動を禁ずる
- ・人間性をあげるようなことをする条例
- ・いじめられたらすぐ相談
- ・自分が相手にされたら嫌なことをしない
- ・いやな思いをしても人にはやらず大人に相談する
- ・いじめを見たら友達を呼んで助けに行く

項目	いじめ防止対策推進法 (平成25年9月28日)	条例案	第2回条例検討委員会時の条例案	第2回条例検討委員会意見 (9/4)	子どもの意見・視点				総合教育会議での意見 (森田教授講演内容含む) (H29.8.24)	
					児童生徒アンケート (H29.9) キッズモニターアンケート (H29.8)	意見提案 (小中) (H29.9)	高校生交流会 (H29.8)	小中学生アンケート (H28.7)		
1 目的	○いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全成長、人格形成への重大な影響、生命と身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、尊厳を保持するため、いじめ防止対策の基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにする ○いじめ防止の基本的な方針の策定と基本となる事項を定め、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する	・児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止対策の基本理念を定め、県及び学校の設置者、学校、教職員の責務、保護者、県民、事業者及び子どもの役割を明らかにし、いじめの防止等の対策に関する基本的な事項を定めることにより、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることを目的とする	・児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにし、社会全体でいじめのない快適な社会をつくる						≪森田教授≫ ・条例は県民の意識化に有効	
2 定義	【いじめ】 児童等が在籍する学校等、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象児童等が心身の苦痛を感じているもの 【学校】 小学校、中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部以外） 【児童等】 学校に在籍する児童又は生徒 【保護者】 親権を行う者（いないときは未成年後見人）	・「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの ・「学校」とは、県内に所在する学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く） ・「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒 ・「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人） ・「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処	・いじめ対策のスタートラインは「いじめの気づき」であり、法律に規定するいじめの定義と同様のものを条例でも規定し、三重県が取り組む「いじめ」の対象を明確にする	・定義は子どもたちにわかるように示すべき（被害者、加害者、観衆、傍観者）				・いじめの基準などの知識を得る	≪森田教授≫ ・いじめ防止法のいじめの定義が広いのは、法の最終目的が「児童の尊厳保持」であり、社会通念上や深刻な苦痛では人により捉え方に広狭が出るため ・いじめの取組のスタートラインは気づきで、いじめの概念に基づくためいじめの定義が大切 ・法律のいじめの概念は人により異なる捉え方を標準化したもの ・いじめの定義は条例にいれるべき	
3 基本理念	○いじめが全児童等に関係する問題であるため、安心して学習等の活動ができるよう、学校の内外を問わず行われなくなるようにする ○全児童等がいじめを行わず、認識しながら放置することがないようにするため、心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深める ○いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要と認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指す	・いじめを生まない土壌として、児童生徒をはじめとするすべての県民が、一人ひとりの違いを理解し、個性を大切に「多様性を尊重する」ことの重要性を理解する ・いじめが誰にでもいつでもどこでも起こりうることに鑑み、学校だけの問題ではなく、社会全体の問題であるとの認識に立ち、学校内外のいじめの問題の克服を目指す ・いじめから「子どもを徹底して守り通す」ことが重要であり、学校、家庭、地域社会、県民、事業者その他関係者の連携協力の下、社会総がかりで取り組む ・いじめ対策に取り組むことで、すべての県民が「心豊かに安全・安心で快適に生活できる」社会を目指す	・いじめを生まない土壌として、一人ひとりの違いを理解し、個性を大切に「多様性を尊重する」社会を目指す ・いじめは特定の人の問題ではなく、誰にでもいつでも起こりうるものであり、子どもだけの問題ではないとの共通認識を図る ・学校だけでなく、家庭、地域、事業所それぞれがいじめ防止に主体的に行動し、「子どもを徹底して守り通す」ため、社会を挙げて取り組む ・いじめ対策に社会を挙げて取り組み、みんなが「心豊かで安全・安心で快適に生活できる」社会を目指す	・いじめを当事者だけの問題としてではなく、学校や社会の問題として取り組んでいることを基本理念に反映していればよい。 ・学校だけでなく、社会全体で取り組むことが重要 ・人権を大切にすることを要 人権に関する内容ということであれば、「安心・自信・自由」という言葉がよい	【児童生徒アンケート】 ・自分と人は違うということを学ぶ ・価値観に優劣をつけなければよい。 ・皆がいじめに対していけないという意識をもつ ・自分・人を大切にすること			(多様性の尊重) ・1人ひとりの個性、カラーを大切に受け入れる ・相手の意見、話を聞き、まずは受け入れる ・互いを尊重し互いを知る ・自分の意見を出せる社会	≪森田教授≫ (人間性の尊重) ・「いじめへの対応」というと、トラブル解消、ねじれ修復などの発想になりがちだが、根底には社会での存在、人としての人間性の尊重という理念がありそれに向かう営みであることを念頭に置く必要がある (いじめ対応の一般化) ・いじめの経験がある者9割、いじめられた経験のある者9割の実態においては、特定の子どもに限った対応策だけでは限界(社会を挙げての取組) ・だからこそ、学校だけでなく社会を挙げて取り組む問題として捉えなおすことが必要 ・子ども社会だけでなく、大人も含む社会の意識の成熟につなげることが大切 (快適な社会づくり) ・いじめに取り組むことは、社会挙げての取組を通じ、心豊かで安全・安心で「快適な社会」を如何につくるかという国民的な課題	
4 いじめの禁止	○児童等はいじめを行ってはならない	・児童生徒は、いじめを行ってはならない ・児童生徒は、いじめを認識しながら、傍観することがないように努める							【児童生徒アンケート】 ・自分が絶対しない ・見て見ぬふりしない ・いじめを見かけたら、見たままではないのでなく勇気を出していじめを注意する	

項目	いじめ防止対策推進法 (平成25年9月28日)	条例案	第2回条例検討委員会時の条例案	第2回条例検討委員会意見 (9/4)	子どもの意見・視点				総合教育会議での意見 (森田教授講演内容含む) (H29.8.24)
					児童生徒アンケート (H29.9) キッズモニターアンケート (H29.8)	意見提案 (小中) (H29.9)	高校生交流会 (H29.8)	小中学生アンケート (H28.7)	
5 ①県の責務	○基本理念にのっとり、いじめ防止等の対策を総合的に策定し、実施する責務を有する	・基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町その他のいじめの防止等に関する機関及び団体と連携協力し、本県の実情に応じた施策を総合的に策定し、及び実施する	・県は、基本理念にのっとり、国、市町、学校、その他関係機関と連携協力し、本県の状況に即した施策を策定し、実施する				・子どもが安心して暮らせる環境づくり		
5 ②学校設置者の責務	○基本理念にのっとり、設置する学校がいじめ防止のために必要な措置を講ずる責務を有する	・基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のための国、県その他の関係者と連携協力し、実情に応じた施策を策定し、実施するよう努める	・学校の設置者は、基本理念にのっとり、国、県その他の関係者と連携協力し、当該地域の状況に即した施策を策定し、実施するよう努める						
5 ③学校・教職員の責務	○基本理念にのっとり、在籍児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携し、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組む ○在籍児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する	・学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民その他関係者と連携し、児童生徒がいじめに関する問題を主体的に考え、一人ひとりの違いを理解し、個性を大切にし、自己肯定感が育めるよう、学校全体でいじめの未然防止に取り組む ・学校の教職員は、その言動が児童生徒に大きな影響があるとの認識の下、児童生徒一人ひとりの理解を深め、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する ・学校は、いじめの防止等の取組を実効的に行うため、教職員間の情報の共有、協力体制の構築を行い、校長のリーダーシップのもと組織的に対応する ・学校は、児童生徒の豊かな情操を培い、良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る	・学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民その他関係者と連携し、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的に考え、一人ひとりの違いを理解し、個性を大切に育てる環境を整えるなど、学校全体でいじめの未然防止に取り組む ・学校及び教職員は、その言動が児童生徒に大きな影響があるとの認識のもと、児童生徒一人ひとりの理解を深め、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する ・いじめに対応する際は、教職員間の情報の共有、協力体制の構築を行い、校長のリーダーシップのもと組織的に対応する	・子どもたちの自己肯定感を育むことが大事 ・高校生意見交換会を毎年開催し、取組に対して表彰するなど評価をしてはどうか ・子どもたちが、自分の生活を見つめ直すという振り返りが大事である ・子どもたちの主体的な活動への支援について理念に反映	【児童生徒アンケート】 《先生に協力してほしい》 ・いじめられている人がいることに気が付いて ・ささいな変化やクラスの違和感に気付いてほしい ・いじめの被害者だけの話ではなく、加害者側の話も聞いて考える 《いじめの解決方法》 ・友達と一緒に話し合い解決できた 《いじめをなくすために》 ・いじめについての授業を増やしてみんなが発表できるようにしてほしい ・いじめに関する意見交流会や意見発表会などを積極的に取り入れる 【キッズ・モニター】 (いじめをなくす方法) 絶対にならない (78%) いじめをなくす授業や話し合い (42%) 学校でのルール設定 (31%)	・学校で「いじめをなくすために」をテーマに討論会をもち、仲間意識をつくる	・先生に相談したら助けてほしい ・先生が率先して見つかる	《小学生》 加害者を注意し叱って (15%) 話を聞き相談に乗って (13%) 一人ひとりを良く見て (6%) 休み時間も教室にいて (4%) 見て見ぬふりをしない (3%) 《中学生》 一人ひとりを良く見て (14%) 話を聞き相談に乗って (12%) 加害者を注意し叱って (8%) 休み時間も見回りして (4%) 見て見ぬふりをしない (3%)	《森田教授》 (組織的対応) ・いじめが見えにくく、誰にでも、どこでも起きる状況下では個々の教職員の資質・能力に頼った対応では限界があり、組織的な体制構築が不可欠 ・徹底した組織的対応によるリスクコントロールが不可欠な時代 ・組織が機能するには協働性、同僚性、気働きが大切 (家庭、地域との連携) ・いじめが起きたときだけでなく、学校や家庭、地域での日常生活と人間関係に染み込む取組が重要 ・日常の教育課程全般でいじめ防止のプログラムを内在化させ、学んだことを行動に移すことが重要 ・いじめ防止の取組は、学校だけでなく、子ども、保護者、地域の側も参画し声を反映させることが大切
5 ④保護者の役割	○子の教育に第一義的責任を有し、いじめをしないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める ○子がいじめを受けた場合には、いじめから保護する ○国、地方公共団体、学校設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める ○家庭教育の自主性尊重、学校の責任軽減と解してはならない	・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、保護する児童生徒の話を聞き、様子を見守り、いじめを行うことがないよう、規範意識を養うとともに、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むための指導を行う ・保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する ・国、県、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する	・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、子どもの話を聞き、その様子を見守り、いじめを行うことがないよう、規範意識や多様性を尊重する意識を養うための指導を行うよう、努めるものとする	・家庭でいじめについて考える機会を作る ・保護者間や地域において子どもたちの様子についてと気軽に話すことが必要 ・保護者もいじめを見たら相談するとしてはどうか	【児童生徒アンケート】 ・家族に話を聞いてほしい ・教育をしっかりさせること ・全力で守ってほしい ・普段から子どもの様子を見てほしい ・しっかりと教育してほしい 【キッズ・モニター】 (大人への期待) 子どもの話を聞く (69%) いじめに気付いて (65%) いじめに指導を (61%) 子どもの様子を見て (52%) 大人もいじめないで (49%) 子どもに声掛けを (38%)		・大人が知らないふり、見ないふりをしない	《小学生》 話を聞き相談に乗って (20%) 学校のことを聞いて (7%) いじめをしない教育を (5%) 《中学生》 話を聞き相談に乗って (19%)	《森田教授》 ・自分の子がいじめていることを知っている保護者は5%程度、いじめられていることを知っている保護者は3割程度 《委員》 ・いじめは子ども同士ばかりではなく、子どもと教員、保護者同士が原因となっている場合がある (再掲)
5 ⑤県民及び事業者の役割		・それぞれの地域において児童生徒を見守り、関係者と協力して、児童生徒が安心して過ごせる環境づくりに努める ・いじめを発見したとき、または疑いがあると思われるときは、県、市町、学校その他の関係者に情報を提供するよう努める ・いじめの防止のため、率先して主体的に行動する ・児童生徒が自他を大切にできる心を育み、自己肯定感が高められるよう支援する	・それぞれの地域において児童等が安心して過ごせる環境づくりに努める ・いじめを発見した場合は、情報を共有するよう努める ・事業者は、主体的にいじめの早期発見・早期対応に努める	・いじめかなと思ったら、気づきの段階でいいので大人がどこかへ連絡するとか、見守っていこうとする態度が大事 ・いじめの防止への取組については、大人の役割が大切であり、大人が主体で何ができるかということが大事	【児童生徒アンケート】 ・いじめを見たら注意してほしい ・いじめを止めてほしい ・大人ができる限りのことをしてほしい ・自分の子じゃなくても見てほしい ・あった時にあいさつをしてほしい ・いじめを見たら止めるか学校に通報する	・役場に人や町の議員の方等と意見交換し、子どもと大人と一緒にあって「いじめをなくす、思いやりのある町・学校づくり」を進める		《森田教授》 ・「チームとしての学校」という体制を築き、校外の人々、関係機関等と連携・協働し、徹底した組織的対応が不可欠 《委員》 ・大人宣言など大人の姿勢を示すということに共感を覚えた	

項目	いじめ防止対策推進法 (平成25年9月28日)	条例案	第2回条例検討委員会時の条例案	第2回条例検討委員会意見 (9/4)	子どもの意見・視点				総合教育会議での意見 (森田教授講演内容含む) (H29.8.24)
					児童生徒アンケート (H29.9) キッズモニターアンケート (H29.8)	意見提案 (小中) (H29.9)	高校生交流会 (H29.8)	小中学生アンケート (H28.7)	
5 ⑥子どもの役割		<ul style="list-style-type: none"> 自分自身を大切にするとともに、他の児童生徒に対し思いやりをもって接する 一人ひとりの違いを理解し、個性を尊重し、いじめをなくすよう努める いじめを発見した場合には、傍観することなく、教職員や家族などに相談するなど、勇気をもって行動するよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない 児童生徒は、いじめを見かけたら、教職員や家族などに相談するなど、当事者として主体的に行動するよう努めるものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 自分がされて嫌なことは人にはしないが基本 子どもたちが、自分の生活を見つめ直すという振り返りが大事 	<p>【児童生徒アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 友達の意見をまとめ日本中の人たちにユーチューブでメッセージを送る いじめられている人がいたら助ける。必ず1つでもいじめをなくしたい 仲間をかけがえのない者と認識し、大切にしたい いじめられたら一人で抱え込まず、周りの人にすぐ相談できるルール作りが必要 相手を理解しようと思う気持ちを持つこと 	<ul style="list-style-type: none"> 見て見ぬふりをしない いじめを見たらすぐに先生に言う みんなで遊べる企画などで交流を 一人ひとりが周りの友達のことを「悩んでいないか」「何か変わったことがないか」などの変化を感じる目を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ルールで縛るのではなく自主的な行動を 行動する勇気が大事 いじめを見つけたらそのままにしない すぐに相談 	<p>《森田教授》</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱傍観者対策の一つとして、子どもたちのコミュニケーションの中心となっているSNSを媒体とした相談ツールは有効 <p>《委員》</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが自分たちでいじめを解決していく文化が重要であると感じた 	
6 財政上の措置	<p>○国及び地方公共団体は、いじめ対策を推進するため必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努める</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県は、いじめの防止等のための対策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める 							
7 いじめ防止基本方針	<p>○地方公共団体は基本方針を参酌し実情に応じ、いじめ防止等の対策を総合的・効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県は、いじめ防止対策推進法をふまえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのいじめ防止基本方針を定める 県は、いじめに関する状況の変化を踏まえて、必要があるときは、基本方針を変更する 県は、いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表する 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、いじめ防止対策推進法をふまえていじめの防止等のための対策を総合的・効果的に推進するための県いじめ防止基本方針を定める。(法では努力義務) 						
8 学校いじめ防止基本方針	<p>○学校は、基本方針・地方いじめ防止基本方針を参酌し、実情に応じいじめ防止等の対策に関する基本的な方針を定める</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、県いじめ防止基本方針を参酌し、保護者や地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を定める 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、学校評価の結果を踏まえいじめの防止等のための取組の改善を図る 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表する 	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、県いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実態に応じた方針を定めるとともに、児童生徒、保護者等へ周知する 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の意見を聞き、学校基本方針を決めていく 					<p>《森田教授》</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校基本方針も具体目標を掲げ年間計画を立て、地域や保護者に関わってもらえることが大切
9 いじめ防止等の組織の活用	<p>○地方公共団体は関係機関・団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察その他で構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる</p> <p>○教育委員会と連絡協議会の連携の下、いじめ防止等の対策を実効的に行うためには必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県は三重県いじめ問題対策連絡協議会における関係機関及び団体との連携による成果、三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果が、学校及び学校の設置者のいじめの防止等の対策に適切に活用されるようにする 							

項目	いじめ防止対策推進法 (平成25年9月28日)	条例案	第2回条例検討委員会時の条例案	第2回条例検討委員会意見 (9/4)	子どもの意見・視点				総合教育会議での意見 (森田教授講演内容含む) (H29.8.24)
					児童生徒アンケート (H29.9) キッズモニターアンケート (H29.8)	意見提案 (小中) (H29.9)	高校生交流会 (H29.8)	小中学生アンケート (H28.7)	
10 いじめの早期発見のための措置	<p>○学校の設置者と学校は、早期発見のため、児童等への定期的な調査その他の必要な措置を講ずる</p> <p>○国・地方公共団体は、いじめに関する通報・相談を受け付ける体制整備に必要な施策を講ずる</p> <p>○学校の設置者と学校は、児童等、保護者、教職員がいじめの相談をできる体制を整備する</p> <p>○相談体制の整備に当たっては、家庭、地域社会等との連携のもと、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する</p>	<p>・学校の設置者及び学校は、家庭、地域と連携して、いじめに対する意識を高めるよう取り組み、いじめを早期に発見するための定期的な調査、面談等を実施する</p> <p>・県は児童生徒、保護者等が安心していじめの通報及び相談ができるよう、相談窓口の充実、その他必要な措置を講ずる</p>	<p>・いじめ対策はいじめに「気づく」ことから始まるのであり、学校、家庭、地域が感度と意識を高めて、いじめの早期発見に取り組む</p>	<p>・SNSでの相談は実効性がある</p>	<p>【児童生徒アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談しやすい環境を作してほしい 24時間子供が相談できる制度を作る いじめを見かけたらすぐに先生や大人に相談すること 	<p>・児童会作成の子どもアンケートをする</p>	<p>・第三者を含め問題を解決</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談の場を身近に設定 なるべく生徒の間で解決 		<p>《森田教授》</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの認知 法が求める定義に沿っていじめを捉える方向へ社会の認識を改めることが必要 認知件数の増加は学校、家庭、地域の感性と気づきの力の高まりであり、学校の意識が進んだ結果 <p>《委員》</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもからのSOSを受け止めることが大事である
11 いじめ防止等のための人材確保と資質向上	<p>○国と地方公共団体は、いじめを受けた児童等と保護者への支援、いじめを行った児童等への指導、保護者への助言が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成・研修の充実を通じた資質の向上、生徒指導充実のための教諭、養護教諭等の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有するものでいじめ防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめ対処の助言を行うため学校に派遣される者の確保等を講ずる</p> <p>○学校の設置者及び学校は、教職員にいじめ防止等の対策の研修その他資質向上に必要な措置を計画的に行わなければならない</p>	<p>・県は、いじめの防止、早期発見、早期対応に適切に取り組むため、研修等を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等の専門的知識を有する者の確保と適切な配置を行う</p>	<p>・県教育委員会は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者及び学校の求めに応じて派遣される者の確保をする</p> <p>・県教育委員会は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を行う</p>		<p>【児童生徒アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の心のケアを怠らない 		<p>・いじめにあったら、安心できるカウンセラーに相談する</p>		
12 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	<p>○学校の設置者及び学校は、児童等と保護者が高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を行う</p> <p>○国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視する関係機関・団体の取組を支援する</p> <p>○インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める</p> <p>○インターネットを通じていじめが行われた場合において、児童等又は保護者は、情報の削除を求め、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、地方法務局の協力を求めることができる</p>	<p>・学校の設置者及び学校は、インターネットの特性を踏まえ、児童生徒や保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの防止に必要な啓発を行う</p> <p>・学校は、インターネット利用の正しく安全な利用方法など、情報モラル教育の充実を図る</p> <p>・学校の設置者及び学校は、インターネットの適切な利用について、児童生徒が自ら考え、議論などをする機会の提供に努める</p> <p>・県は、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める</p> <p>・県及び学校は、インターネット上のいじめを発見した場合には、当該いじめ情報について、サイト管理者等への削除を要請する</p>	<p>・県及び県教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を講じる。</p> <p>①児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する体制の整備</p> <p>②大学及び事業者と連携を図り、調査研究を行う</p> <p>③児童生徒に対し、インターネットを通じて行われるいじめの防止に資する教育の充実及び保護者等に対する啓発をする</p>	<p>・SNSへの書き込みは一つの学校だけの問題ではなく、学校を超えた問題として認識すべき</p>	<p>【児童生徒アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> SNS等で他人を傷つける言動を禁ずる SNSを悪用しない 				
13 啓発活動	<p>○国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめ防止の重要性、相談制度、救済制度について広報その他の啓発活動を行う</p>	<p>・県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめの相談制度、などについて必要な啓発を行う</p> <p>・県は、いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの防止に取り組むため、いじめ防止強化月間を設ける</p>	<p>・県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめの相談制度などについて、啓発する</p>	<p>・いじめかなと思ったら、少しの気づきでいいので大人が見守ってほしいという態度が大事(再掲)</p> <p>・SNSでの相談は実効性がある</p>	<p>【キッズ・モニター】</p> <p>いじめはいけないことを啓発 (27%)</p>			<p>《森田教授》</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発、周知を徹底しないといじめの認知、対応もバラバラになる 	
14 学校相互間の連携協力体制の整備	<p>○地方公共団体は、いじめを受けた児童等と行った児童等が同じ学校でない場合でも、いじめを受けた児童等と保護者への支援、行った児童等への指導、保護者への助言を適切に行えるよう、学校相互間の連携協力体制を整備する</p>	<p>・県は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校でない場合でも、学校相互間の連携協力に努める</p>		<p>・SNSへの書き込みは一つの学校だけの問題ではなく、学校を超えた問題として認識すべき(再掲)</p>					